

(1) 主に地域住民を対象とする事業

交付対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、10万円を限度とし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

様式第4号（第6条関係）

(2) 広く市民等を対象とする事業

交付対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、20万円を限度とし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

## 収支予算書

### 1 収入

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
団体負担分	75,300	
市補助金	75,000	(経費 200,300 円 - 収入 50,000 円) × 1/2 ÷ 75,000 円 (1,000 円未満の端数切り捨て)
その他	50,000	出店料 (10,000 円 × 5 店舗)
計	200,300	

※負担金，助成金，出店料，売上金，寄附金，協賛金，広告費等の自主財源がある場合は記載願います。

また，交付対象経費から差し引いて計算します。

### 2 支出

区 分	予算額	積算内訳
<b>【補助金対象経費】</b>		
〇〇〇〇〇	50,000	△△△△ (40,000 円) □□□ (10,000 円)
〇〇〇〇〇	20,300	〇〇〇〇〇〇〇 (〇〇〇枚)
〇〇〇〇〇	90,000	□□□□ (60,000 円) △△△ (30,000 円)
〇〇〇〇〇	30,000	〇〇〇〇〇 (〇〇個)
小計	190,300	
<b>【対象外経費】</b>		
お弁当代	10,000	〇〇〇円 × 〇〇個
小計	10,000	
計	200,300	

【対象とならない経費】(補助金は使えません。)

・団体の構成員に対する人件費 ・飲食を目的とした経費(事業の実施に必要な賄材料費を除く。) ・備品等の財産の取得に係る経費 ・工事費 ・団体の経常的な経費(事務所等の賃貸料，事務機器のリース料，通信費，光熱水費等) ・専ら営利目的で行う事業に要する経費